

尾上本『万葉集問目』を論じて松坂の一夜に及ぶ

“Manyoshu Monmoku” and “Matsusaka no hitoyo”

千葉真也

はじめに

本稿は、『万葉集問目』の初度の問答がすべて現存することを確認し、さらに『問目』を通して、本居宣長と賀茂真淵のただ一度の出会いである、いわゆる松坂の一夜の内容を推定しようとする。筆者は、通説では卷五・六・七の再問とされている尾上兼英氏所蔵の『問目』が初度の問答であると推定したが、⁽¹⁾岩田隆の「②泉居大人」によってその難点が指摘された。本稿は、第一に「①泉居大人」に対する私の答である。『問目』全体の言及の状況を点検し、さらに『問目』各巻の形を注意深く見るならば尾上本『問目』が初度の物であることは確実であると私は考える。さらに、『問目』各巻における他巻への言及状況を精査する過程で、いくつか、既に真淵や宣長によって述べられていると書かれているにもかかわらず、その既述の部分が見つからない箇所があることに気づいた。『万葉集』における「義之」「大王」の訓、『古事記』冒頭にも関わる「天地」の訓、『古事記』における「山田之曾富騰」などである。私

は、これらが松坂の一夜における話題であったと推定する。宣長が真淵と出会う前に、記紀万葉といった上代の文献への関心をどの程度に持っていたかをうかがうこともできるであろう。

一 尾上本『万葉集問目』は、『問目』の初度である

『万葉集問目』は、本居宣長と賀茂真淵との間で交わされた『万葉集』についての質疑応答をまとめたものである。問答は二人が対面した宝暦十三年（一七六三）に始まり、明和五年（一七六八）六月までに終わる。明和四年正月までに『万葉集』二十巻全部に関する質問（通説に従って「初度」と呼ぶ）を終わり、二巡目（「再問」と呼ぶ）に入る。

自筆本は、全部で十八冊が現存する。十七冊が本居宣長記念館の所蔵、巻五・六・七についての問答一冊だけが尾上兼英氏の所蔵である。尾上兼英氏所蔵本（以下、「尾上本」）については、初度か再問か、両説がある。通説では再問である³。具体的には、本居宣長全集、賀茂真淵全集などの説である。初度とするのは、筆者の『万葉集問目』に関する問題二つ⁴だけである。拙稿は、尾上本が『問目』一の記述を受けること、初度の他巻に尾上本の記述を前提とするものがあること、仮名遣いにおいて再問とは考えにくいことなどを根拠として、尾上本は初度に属すると推定した。

まず、本居宣長記念館所蔵の『問目』一七冊の状況を示しておく。（各行冒頭の漢数字は仮表紙に記された番号であり、『問目』の各冊はその数字によって『問目』一、『問目』二……『問目』十五、『問目』十七、などと称する。また、各巻の標題めいたものは、一行目に宣長自身によって、そのつど記されたものである。）

- 二 「万葉集卷八」
 - 三 「万葉集卷第九疑条」
 - 四 「万葉卷十疑条」
 - 五 「万葉卷十一疑条」
 - 六 「万葉卷十二疑条」
 - 七 「万葉集卷十三疑条」
 - 八 「万葉集卷十四疑条奉問」
 - 九 「万葉卷十五疑条」
 - 十 「万葉集卷十六不審」
 - 十一 「万葉集卷十七 十八疑条」
 - 十二 「万葉集卷十九疑条」
 - 十三 「万葉集卷二十疑条」
- 以下は二巡目、通称「再問」である。
- 十四 「一 二 三 四 万葉再問」
 - 十五 「万葉集今本卷十再問」(十・七・九卷についての質疑)
 - 十六 「十一 十二 十三 万葉集卷十三再問」
 - 十七 「万葉集今本卷十五再問」(十五・十六・十七・十九・二十卷についての質疑)
- 以上が本居宣長記念館蔵本であり、それに次の尾上本を加えると現存する『問目』の全部ということになる。
- 十八 「五 六 七マテ再問」(一・二・五・六・七卷についての質疑)

『問目』一と『問目』二の間の巻、すなわち巻五から巻七の初度の問答が失われてしまったというのが通説である。筆者は尾上本こそ巻五から巻七の初度の問答であると推定する。そもそも「万葉集今本巻十再問」と冒頭に記す『問目』十五（確實に、再問の『問目』である）に「今本巻七」として巻七についての質問が記されているのを見れば、巻七についての質疑を含む尾上本が再問でないことは知られる。さらに、初度の『問目』に尾上本の記述を受けたものがあれば十分であろう。そのようなものが二例ある。ここでは分かりやすい一例だけを引こう。以下、賀茂真淵全集第六巻から必要な箇所を引く。カッコ内の数字は、その頁数である。

【宣長】遊飲アソビメコ與ト訓ベキカ。【真淵】「あそびのみこそ」とも訓べし、のめといふは、理り明らかなれど、こそは

乞心なれば、のめといはでも聞えて、古言めく也、與は與の草と乞を誤りて、遂に與と書しもの也、(三〇八頁)

【宣長】天漢安渡丹云々告與具、コノ落句ハ、ツゲコソナルベシ、サレバ、具ハ、其ノ誤カ、下ニモ所々アリ、サテ與ヲ「コソ」トヨム所ハ、乞ノ字ノ誤ト前ニ示シタマヘレバ、告ツゲ乞コソ其カ、【真淵】「この考も同じ（一八六頁

『問目』四)

「與ヲ「コソ」トヨム所ハ、乞ノ字ノ誤ト前ニ示シ」とあるが、『問目』の一から三には、それに触れたところは無い。尾上本の「與は與の草と乞を誤りて、遂に與と書しもの也」が「前に示」されたものと考えられる。尾上本が二巡目の問答であれば、すでに説明した事柄を真淵は再び、あるいは三度、「與は與の草と乞を誤りて、遂に與と書しもの也」と述べたことになる。尾上本『問目』は、『問目』四に先行する、すなわち初度の『問目』と考えるべきである。

二 岩田隆「県居大人」の説

しかし、一点、解決のできない問題がある。岩田隆の「県居大人」が拙稿の難点を明らかにしているので、必要な所を要約して示す。

①『問目』六（万葉卷十疑条）に「義之」を「テシ」と訓むことについて長文の質疑がある。

②官長の質問の冒頭に「義之ハ篆ノ字ノ誤、大王ハ天子ノ意トノタマハセル、サル事ナルヘシ、サレトナホ、愚ナル心ニ疑ヒ、ハレヤラス」とあり、「義之」「大王」の訓について、真淵が既に見解を述べていることが分かる。

③「義之」は『万葉集』卷三と卷四に出てくるが、卷一から卷四までを質問した『問目』一には触れられていない。卷七に至って「義之」「大王」が相次いで出てくる。

④官長が自らの「義之」「大王」についての見解を述べたのは、今は失われて所在不明の「卷七」の質疑以外には考えられない。

岩田は、尾上本について言及しないが、尾上本は卷五から卷七までの質疑を収めているにも関わらず、「義之」「大王」に触れたところはない。となると、卷五から卷七までの初度の問答は失われ、尾上本は「再問」であるということになる。

三 『問目』における参照の状況——「示す」「のたまふ」など——

先に述べたように参照の状況等は尾上本が初度の『問目』であることを示し、一方、岩田の指摘するように「義

之」をめぐる長文の質疑は、別に卷五・六・七の分の初度の『問目』の存在を要請する。『問目』六で、宣長の質問の冒頭に「義之ハ篆ノ字ノ誤、大王ハ天子ノ意トノタマハセル」とあるのに、先行する真淵の見解が採し出せないことを、どう説明できるか。これが私の課題である。

『問目』では、真淵の説に対する言及がしばしば行われる。そして、それは、「示ス」「ノタマフ」などの言葉で明示されることが多い。言及されたものの大半は『問目』の中に見出すことができるが、探せないものもある。「義之」「大王」についての記述だけではない。以下、何らかの言及のあるものを、順に示す。「↓」で言及された箇所を示している。『問目』に存在しない場合は、「※」を、コメントの行頭に付した。

(一) 【宣長】開乎^ツ為流云々、コノ為ノ字モ、烏ノ誤ニテ「ヲヲル」歟、スベテイツコモ、ミナ、シカ改ムベキニヤ、(一七八頁) 【問目】(三)

↓【宣長】春山之開乃乎為黒尔、コハ誤字アルカ、……【真淵】是を集めて考るに、為は、皆、烏^ツの誤也けり、(一六四頁) 【問目】(二)

(二) 【宣長】天漢安渡丹云々告與具、コノ落句ハ、ツゲコソナルベシ、サレバ、具ハ、其ノ誤カ、下ニモ所々アリ、サテ與ヲコソトヨム所ハ、乞ノ字ノ誤ト前ニ示シタマヘレバ、告乞^ツ其カ、【真淵】ここの考も同じ(一八六頁) 【問目】(四)

↓【宣長】遊飲^{アツレノメコツ}與ト訓ベキカ。【真淵】「あそびのみこそ」とも訓べし、のめといふは、理り明らかなれど、こそは乞心なれば、のめといはでも聞えて、古言めく也、與は與の草と乞を誤りて、遂に與と書しもの也、(二〇八頁) 【問目】(十八)

(三) 【宣長】義之ハ篆ノ字ノ誤、大王ハ天子ノ意トノタマハセル、サルコトナルベシ、サレド、ナホ、愚ナル心

二、疑ヒハレヤラズ、…【真淵】その考、理あるに似たれども、主意古雅ならねば、(一八七頁【問目】四)

※【問目】に該当するものを探し出せない。「義之ハ篆ノ字ノ誤、大王ハ天子ノ意」という真淵の説は、現存する【問目】で他の場所には見えない。

(四)【宣長】白杜^{シラカシ}棧、コハ、和名抄舟具に、牝^{カシ}、コノ誤ニテ、借字カ、又、字志ノ御説ニ、サカ木ハ、カシ也
トノ玉フト、サキニ新撰字鏡テフモノニ、杜ヲサカ木ト云ルト、示シタマヘルトヲ合セテ思ヘバ、杜樹ノ誤カ
(一九一頁【問目】四)

↓【宣長】杜ハ、杜ノ誤ト云ニ従フベキカ【真淵】是ら、かの新字なるべし、新撰字鏡とて、寛平年中に書る一冊を得しに、訓のかな、ど正しき也、それに、杜【徒古反、塞也、洪也、毛利、又、佐加木】とあり、(一七八頁【問目】三)

「さか木は、かし也」は『冠辞考』。「かの鏡・幣をかけ髻華にさしなどせしは權なる據あり」(『冠辞考』まごまごづら)
【問目】で「示」された真淵説と『冠辞考』における真淵説を合わせて述べたものである。

(五)【宣長】天在云々、足莊嚴、コノ三字、卷八ノ御示ノ中ニ、「アユヒナサズモ」トモ訓タマヘルハ、(一九二頁【問目】五)

↓【真淵】…卷十一に、天在々々、妻所云足莊嚴、此訓も定かならねど意はしらる(二六九頁【問目】二)

(六)【宣長】開木代云々…古今集ナル「山田ノソホツオノレサヘワレヲホシテフウレハシキコト」ノ哥ハ、イカナル意ニカ、意得カネ侍ル、【真淵】かゞしの如き人の我を恋ると云のみ、前に問給へる、古事記の山田のそつどによく似たる事也、(一九二頁【問目】五)

※「前に問給へる、古事記の山田のそつど」は不明。宣長が「古事記の山田のそつど」を質問した記事は、【問目】には見えない。

(七) 【宣長】虚蟬之常辞云々、心遮焉ココロナゲキ、この心遮の字、卷四【卅七丁】ニモアリシハ、「ココロサヘヌル」トヨムベキヨシ、サキニ示シタマヘレド、：ナホ先キノ御示ノゴトヨミテアリナンカ、【真淵】卷四なるは「さへぬる」と訓べくおぼゆ、ここは、慰焉ナケヌの誤なるべし、(二二〇頁)

↓【宣長】心遮オホホユルサケ フツニ心得ズ、第十二ニ、心遮焉トアルト同ジ訓ナルベクヤ、サレド、彼トコ、トハ、其意表裏スレバ、ナホイブカシ、【真淵】「こころさへぬる」と訓であるべし(二六一頁)【問目】一)

(八) 【宣長】空蟬之云々、所見欲ミユクトヨムベキカ、：前二モ欲トヨムベキ哥ヲ申セシニ、ワロキヨシ示シタマヘド、猶、今一タビ、考ヘテタマハレカシ、【真淵】前にわろしといひしは、何れの哥なりけん、忘れつ、重て示し給へ、(二二四頁)【問目】六)

↓【宣長】真好去有欲得マサキカレコツトヨムベキカ、欲得は、イヅコニテモ、ミナ賀茂ガモトヨメレド、許曾コソツトヨムベクオモハル、処、ココカシコニ見ユ、【真淵】(「真好去有欲得」に対して)豆を、有に誤れり、草書に、有を豆と書し也、「まよくゆきてがも」と訓で、よくつつがなくゆけかしと願ふ也、：ここは、さまざま誤字有しかば、有は好の誤か、さらば、「まよくゆかぬかも」ともよまんか(二八〇頁)【問目】三)

(九) 【宣長】天地ヲ「アメツチ」ト訓ムコト、古語ニアラズ、「アメクニ」ナルベシテフコト、前二申セシニ、猶、ワロキヨシ、ノタマヘリ、サレド僕ガ思ヒ得タルコトヲ、ナホ申サン、：【真淵】是は、甚むつかし。：天と国といへるこそ、少し後の言と聞ゆれ、神名なども、必、神代の言とのみは聞こえざる也、別に書しものまいるなれば、是には略、(二二六頁)【問目】六 雑問)

※「天地ヲ「アメツチ」ト訓ムコト、古語ニアラズ、「アメクニ」ナルベシテフコト、前二申セシニ、猶、ワロキヨシ、ノタマヘリ」は、不明。宣長と真淵が「天地」に関する問答をしている記事は、ここ以外、『問目』に発見できない。

(一〇)【宣長】青幡之忍坂山、コハ冠辞考ノ御説ハ、ヨロシカラヌヨシノタマヘリ、後ノ御考ハ、イカニ侍ルニカ(二二九頁「問目」七)

↓【宣長】高山ル云々、高々ル、コノ高々テフ詞ヲ、冠辞ノ御考ニ、「タケタケ」ト訓玉ヘルヲ見ツルニ、集中ニ、仮字ニテ、タカタカトモアルハ、ニヤウニ訓ムコトアルニヤ【真淵】冠辞考には誤れり、直に「たかたか」と訓べし、冠辞考には、違ども多くて、大かたなほして侍り、……つがの木、青ばた、其外改めし事多し、改正を見せばや(二〇四頁「問目」五)

(一一)【宣長】多麻藻可流乎等女云々、コノ乎等女ノコト、卷三ニ、既二問申タルニ、敏馬ノ誤、論ナキヨシシタマヒヌ、(二四六頁「問目」九)

↓【宣長】一本云処女乎過而云々、コレハ敏女ナリシヲ誤写セシヲ、ソノマ、ニ一本トツタヘタルニヤ、処女ト云地名、キ、ツカズ……【真淵】(「処」に対して)誤字也、論にたらず(一五五頁「問目」一)

(一二)【宣長】卷三【四十七丁】人万呂哥ニ、家待莫国トアルハ、真ノ誤ト先ニ示シタマヘバ、コ、モ、奈ハ真ノ誤トセンカ、マタ本ヨリ別ノ詞カ(二四七頁「問目」九)

↓【宣長】家待莫国、コレハ、家ニハ待ラムト云意ニヤ【真淵】(「家待莫国」と宣長が書いたのに対して「莫」は)真也(一五八頁「問目」一)

(一三)【宣長】額田王ノコト、前二問申セシニ、イト疑ハシ、考ヘミヨト示シタマヘルユエニ、今、試ミニ考ヘテ申ス(二七〇頁「問目」十四)

↓【宣長】額田王は、日本紀に、額田姫王とある人か、然らば、鏡王女と云を前に出したるはいかなるゆゑにや、【真淵】此事甚疑あり、くさくさ思ひめぐらし給へ(二四九頁「問目」一)

(一四)【宣長】霰零云々、コノ哥ハ、古事記ニ、速総別王ノ御哥ニ、…サラバ、可奈和ハ、不得ノ意トセンカ、

前二問申シケルトキニ、願フ辞ノ加祢ノ意ナリト示シタマヒツレド、(二七四頁【問目】十四)

↓【宣長】草取可奈和云々、集中ニモ、二紀ニモ、可奈テフ詞ハミエズ、サレバ、哉ノ字カケルモ、可毛ナドト訓ベクオモハルル也、【真淵】是は哉の意にあらず、草取加祢也の意也、加祢は、惣て願の辞也、(一五七頁【問目】一)

(一五)【宣長】大荒木ヲ、殞也ト、前ニ示シタマヘルニテ、此哥アキラケシ、(二七四頁【問目】十四)

↓【宣長】大荒城乃時テフコト、サダカナラズ【真淵】聞えたる事也、殞：是をあらきとよむべし(一五八頁【問目】一)

(一六)【宣長】兩者零云々(兩者零 借廬者作 何暇尔 吾兒之塩干尔 玉者将拾)、吾兒ヲ「ナゴ」ト訓ルハ誤ト、前ニ示シタマヘリ、(二八四頁【問目】十五)

↓【宣長】吾兒ヲ奈碁ト訓ルハ、前後ノ哥ニヨリテナルベシ、アトナトハ同韻ナレバ、サモヨミツベキカ、：【真淵】此次下に阿胡と有も、前後、皆、撰津国哥の中なれば、吾兒を「なご」と訓はいかが、左右の哥によりて強たるべし(三二三頁 尾上本)

(一七)【宣長】朝入為云々(朝入為流 人跡乎見座 草枕 客去人尔 妻者不敷)、ハテノ不敷ハ誤字カ、前二問奉シニ示シタマヘル意ニヨラバ、妻者不謂カ(二八六頁【問目】十五)

↓【宣長】朝入為流人跡乎云々、或説ニ、人ノ上ニ海ノ字脱シテ、「海人トヲ」ナルベシト云ハ、ヨシヤ、又、此哥ノ結句ハ、イカニヨメルニカ、其心、得侍ラズ【真淵】右の哥に、名をのれといへるに答しなれば、ただあま^ナと見ておはせ、つまならばこそ名を告め、しらぬ旅人に名告べき事あらずてふをつ、めていへると見ゆ、(一七六頁【問目】三)

(一八)【宣長】小沼田之云々、コノコト、イムサキ問申セシニ、タシカニハ定メガタシ、モシ尾張ハ、モト小治

田ニテ、今、小治田ノト云ハ、即、尾張ノト云ニ同ジキカト示シ賜ヒキ、(二八八頁「問目」十六)

↓【宣長】小沼田之云々、沼田ノ二字ハ、壘ノ誤ニテ、尾張カ、【真淵】此事いまだよく定めがたし、尾張はかり字にて、其本小治田なるか、治は壘也、然らば、今の尾張のといふに同じ、(二三三頁「問目」七)

(二七) 大船之云々、木始己は、延絡石ノ誤ナラン、サレド、延ヲ木ニ誤ルトスルハ遠シ、モシ、サナカツラ、マサキツラナドノ誤ニテモアラン、木ノ字ノ近カラン字ヲ思ヒメグラセト、前ニ示シタマヘルニヨリテ思フニ、正ノ字ナド落テ正木絡石ならんか、(二八八頁「問目」十六)

↓【宣長】大船之云々、木始己ト訓ベシト云説、ヨシヤ【真淵】ねもころと云て聞ゆる所にあらず、延絡石にて、「はふつたも」と訓べし、此中に、木を延の誤りとするは遠し、何ぞの誤ならん、いまだ思ひつかず、ここは、はふつたか、さなかづらか、まさきづらか、三つの内なるべければ、木の近き字を思ひつけ給へ(二二五頁「問目」七)

(二八) 【宣長】葛木之云々、(葛木之 其津彦真弓 荒木尔毛 憑也君之 吾之名告兼) 上ハ、既ウケタマハリツ、「憑也」ハ、ヨレバヤト訓シカ、ヨルトヤト訓シカ(二八九頁「問目」十六)

↓【宣長】葛木之其津彦ハ、古記ニ見ユ、其津彦真弓トツツケ云フ意ハ、イカニ、【真淵】葛城襲彦は、古の勇猛人なれば、大弓なるべし、且、其大弓の新弓は、つよき限り也、然れども、上は、ただ、依といはん序のみ也、事を強くいはん料に、「そつひこ云々」と云のみ(二〇〇頁「問目」五)

(二九) 【宣長】鶏冠草ハ、紅花也ト前ニ示シタマヘル、カラアキ、即、紅花ニヤ、(二九〇頁「問目」十六)

↓【真淵】鶏冠は、紅花の事、鴨頭はつき草なるを、わかぬほどの注はいふにたらず(二〇四頁「問目」五)

(二〇) 【宣長】在千方云々、妹伊、コノ伊ノ字ノコト、前ニ問申セシニ、何カ耶カ、我ノ誤ナラン、カカル所ニ、伊ノ助辞、アルベクモナシトノタマヘリ、継体紀ノ、ケナノワクゴイ云々トアルモ、共ニ同ジト示シタマヘ

り、(二九二頁)『問目』十六)

↓【宣長】在千方云々、家有妹伊云々、前二申セシ、詞ノ下ニ伊ヲ助語ニラクコト、ワロシトノタマヘリ、コノ伊ハ、イカガ侍ラン、【真淵】伊は、必、何か、耶か、我の誤也、かかる所の下に、伊の助辞有べき事、おもひかけず、継体紀の哥、ともに同じ(二九五頁)『問目』六)

(二二二)【宣長】琴酒乎 押垂云々、押垂ノコトハ、前二ウケタマハリツ、琴酒乎ト冠セタルハ、イカナル意ニカ(二九四頁)『問目』十七)

↓【宣長】押垂小野ハ、地名ニヤ侍ン、【真淵】東鑑に押垂左衛門尉といふ有は、地名也、さて、又、押垂、水野オシケル從なるべし、垂水は、名水の地也、押は、上よりいひ下す、きならの里などの類。(二五二頁)『問目』十)

(二二二)都奈之等流云々、コノ都奈之ノコト、前二問申シシニ、コノシロノコトト、難波人云ルト答ヘタマヘリ(二九五頁)『問目』十七)

↓【宣長】都奈之ハ、何魚ゾ、【真淵】今、このしろといふものと、難波人はいへり、(二五七頁)『問目』十一)

『問目』で言及されているものの大半は『問目』に見えるが、見いだせないものが三例ある。(三三)「義之」「大王」、(六)「山田のそうど」、(九)「天地」である。

四 「義之」「大王」、「山田のそうど」、「天地」―『問目』の他の箇所に見えないもの

『問目』には見いだせない三例をもう一度掲げる。(三三)と(九)はあまりに長大なので宣長の質問だけを掲出する。

(三三)【宣長】義之ハ、篆ノ字ノ誤、大王ハ、天子ノ意トノタマハセル、サルコトナルベシ、サレド、ナホ、愚ナ

ル心ニ、疑ヒハレヤラズ、ソノユエハ、義ヲテトヨメル所モアラバ、篆ノ誤ナルベキニ、義之トノミツケテ、イヅコモイヅコモカケリ、又、大王ヲ天子ノ意トノタマフモ、テンシハ字ノ音ナルヲ、他ノ字ニウツシテ訓シコト、ウタガハシ、二ニヲ「シ」トヨミ、八十一ヲ「ク、」トヨム類ニハナシガタクヤ、僧ヲホウシトヨムハ、法師ノ音ナガラ、コレハ、モト御国ニナキモノユエニ、後ニホウシト云ヲ、此方ノ詞ニノ、僧ノ訓トセルニヤ、サレバ、コレモ大王ノ例ニハ引ガタクヤ、カニカクニ疑ハシク覺エ侍ルユエニ、ハッカリ多ケレド、カク二度問ヒ奉ル也、アナカシコアナカシコ、トガメ玉フコトナカレ、サテ、僕ガ愚ナル心ニオモヒヨリ侍ルハ、義ハ義ノ字ニテ、カノカラ国ノ王義之テフ人ノコトニテ、手師ノ意ニ用ルカ、コレモ、師ハ音ナガラ、此方ノ詞ノヤウニモナリ來テ、ツネニ云ナレシコトナレバ、此集中ニモ、手師トモ多クカケリ、又、カノ人ヲ、子ノ猷之ニ対テ大王トイヘルコト、カラ文ニオホクミエタレバ、大王モ、義之ガコトニテ、手師ノ意ナルベシ、カレコレアヒテラシテ、カクアルベキニヤトオモヒヨリ侍ルコト也、字志ノ御説ヲ疑テ己ガ考ヘヲ申スコト、カヘスガヘスカシコケレド、ナホ、ハタ、エアラデナン、カサネテ問奉ル、(一八七頁『問目』四)

『問目』の白眉とも言える充実した質問で、宣長のこの議論は、後に『万葉集玉の小琴』に、取り入れられる。

(六) 『宣長』開木代云々、相狭丸トハ、イカナル意ゾヤ、吾欲云トヨム歟、ホルテフ歟、此ノツイデニ問ヒ奉ル、古今集ナル、山田ノソホツオノレサヘワレヲホシテフウレハシキコトノ哥ハ、イカナル意ニカ、意得カネ侍ル、[真淵]かゞしの如き人の、我を恋ると云のミ、前に問給へる、古事記の山田のそうどによく似たる事也、鳥おとしを、右の古事より、そうづと云にや、(一九二頁『問目』五)

万葉集卷十一の二三六二番の歌、寛永版本の訓では「ヤマシロノクセノワカゴガ ホシトイフワレ アフサワニ ワカホシトイフ ヤマシロノクセ」に関する質疑である。宣長はその「ついでに」、『古今和歌集』一〇二七番の「あしひきの 山田のそほつ おのれさへ 我をほしといふ うれはしきこと」について質問し、真淵は「前に問給へる、

古事記の山田のそうどによく似たる事」と答えている。宣長が「前に問給へる」ことは『問目』に見えない。『問目』では、「雑問」「くさぐさの問」などの標題で（付けたり付けなかつたりだが）『万葉集』に関わらない事柄について宣長が質問することがある。しかし、そこにも見えない。

(九) 【宣長】天地ヲアメツチト訓ムコト、古語ニアラズ、アメクニナルベシチフコト、前ニ申セシニ、猶、ワロキヨシノタマヘリ、サレド、僕ガ思ヒ得タルコトヲ、ナホ申サン、マヅ、古キ語ニ、天ト地トヲ対ヘテ云コト、数シラズ、サハナル中ニ、一ツモ阿米ニ都知ヲ対テイヘルコトヲ見ズ、コトゴトク久尔ラムカヘタリ、神ノ名ナドニモ多キコト也、カツ、天国トツヅキタルコトモ多シ、コレ、古語ヲソノママニカケルト見エテ、即チ、天地ノ意ナリ、然ルヲ、奈良ノ代ニ至リテハ、モハラ、カラ文ヲ学ブコトニテ、文字ラムネトスルヤウニナリテハ、アメクニノ古語ハヤウヤウスレテ、タダ、天地ノ字ヲノミ常ニモハラトスルカラ、新タニ、アメツチテフ訓ヲ設ケシモノナラン、サテ、後ハ、イヨヨ天地ハアメツチト云フコトトノミ心得来シナラン、萬葉ニハ、此言、所々ニ見エタリ、古事記ニ、イザナギノ神ノ国土ヲ生ミタマフ以前ニ、国ハナキコトナルニ、国稚如浮脂云々テフ国ハ、地ノコトニテ、天ニ対スル久尔ナルベシ、雄略紀、吉備尾代哥ニモ、アメニコソキコエズアラメクニニハキコエテナ、コレラ、天地ナルベシ、(二二六頁『問目』六 雑問)

『万葉集』に「天地」という表記は頻出し、その意味では『問目』にあつて不思議ではないが、『万葉集』では仮名書きの例もあり、「アメツチ」以外の訓は考えられない。また、「天地」は『万葉集』の巻一から巻四まで十七の用例があり、巻五以下に至つて思いつくとも思えない。訓が問題になるのは『万葉集』ではなく『古事記』の冒頭である。『古事記伝』の次のような記述を見ると、重なる記述が多い。この質疑は『古事記』に関わるものであると考えるべきであらう。

己、前に思へりしは、阿米都知と云ふは、古言に非じ。其の故は、古書どもを見るに、凡て阿米に対へては、必

久尔とのみ云ひて、都知とは云はず。天神地祇、天社国社、又、神の名にも、天某神、国某神と対ひ、又、天迹岐志国迹岐志云々など申す御名、又、書紀に扇天扇国と云ひ、雄略の卷、吉備の臣尾代が歌にも、「阿毎にこそ聞えずあらめ、矩爾には聞えて」など作るなど、皆久尔をもて阿毎には対へたれば、阿毎久尔と云はむぞ古言なるべければ、古書に天地とあるをも、みな然訓むべきなり、と思へりしを、後に師の久尔都知の考へを見れば、なほ阿毎都知ぞ古言なりける。(『古事記伝』三之卷)

なお宣長には宝曆十一年の日付のある『阿毎菟知弁』があり、「天地」の訓は早くからの関心事であつた。

三例のうちの二つは『万葉集』ではなく、『古事記』に関わる質問である。そして、それらは「前に問給へる」「前二申セシニ」とあるにも関わらず、『問目』には見いだせない。巻五から巻七の『問目』が失われたのであれば、全部、そこに有つたのだと考えることも論理的には不可能ではない。しかし、尾上本は、既に述べたように「問目」の初度と考えるほかなく、現存しない巻五から巻七の『問目』を想定することもできない。「問目」以外に真淵と質疑を交わす場があつたとすれば、問題は解消する。そして、そのような場が無いとは言えないのである。

現存する「問目」以外に可能性があるのは次の二つである。

一 「問目」以外に交わされた書簡

二 実際の対面

書簡の可能性は乏しいと私は考える。真淵から宣長への書簡が現存するが、完全には残っていない。宣長からの書簡は、まったく残っていない。そのような状況なので、「義之」「大王」などの問答が失われた書簡にあつた可能性が皆無であるとは言えない。しかし、ここに挙げたような質疑が書簡で行われたとは考えにくい。

第一に、『問目』という形で学問的な遣り取りが十分すぎるほど行われているのに、別に書簡で「義之」「大王」の訓、「天地」の訓などを質問する必要はないのではないか、ということである。『万葉集』に関わらないことでも「雑

問」などの名目で、宣長は質問することが可能であったのである。

第二に、先行する議論が簡単すぎるように見えることである。「義之」「大王」の訓や「天地」の訓については、『問目』において非常に詳しい議論を交わしている。宣長も真淵もともにそうである。ところが、いずれの場合も、先立っては、簡単な遣り取りしか行われなかったような書きぶりである。

義之ハ、篆ノ字ノ誤、大王ハ、天子ノ意トノタマハセル、サルコトナルヘシ、

かゞしの如き人の、我を恋ると云のミ、前に問給へる、古事記の山田のそうどによく似たる事也、

天地ヲアメツチト訓ムコト、古語ニアラズ、アメクニナルベシチフコト、前二申セシニ、猶、ワロキヨシノタマヘリ、

『問目』より前には、論拠も示さない遣り取りが行われたように思われる。論拠が「前二申セシ」時に示されていた形跡がないのである。書面での遣り取りを考えにくい理由である。

第三に三つの例が、形式の上で共通する特徴を持つことである。『問目』全体で多用されている「示シタマヘリ」などではなく、「ノタマハセル」「ノタマヘリ」が用いられている。最初の質疑が対話の形であったことを意味すると考えると説明がしやすい。もちろん、書面でも、「のたまふ」という言葉を使うことは不都合ではない。しかし、問題にしている三例が三例とも、『問目』全体で多用される「示シタマヘリ」の類を用いないことには意味があるのではないか。

書簡の形で質疑が行われたのでなければ、実際の対面しか可能性はないことになる。可能性があるのは、いわゆる松坂の一夜である。岩田隆が「古事記」が話題となったことだけは確かだと思う」と述べているように『古事記』が話題の一つであった。具体的には「古事記」冒頭の「天地」の訓、大国主神の条に登場する「山田之曾富騰」、『万葉集』についても「義之」「大王」の訓に関わる遣り取りがあったと私は推測する。

本稿は、第二十四回鈴屋学会大会（平成十九年四月二十二日 本居宣長記念館）における口頭発表「『万葉集問目』について再び―尾上本『万葉集問目』を論じて松坂の一夜に及ぶ―」をもとにしている。

注

- (1) 『万葉集問目』に関する問題二つ 鈴屋学会報第十七号 平成十二年十二月
- (2) 鈴屋学会報第二十三号（平成十八年十二月）七頁から九頁、また『宣長学論究』（おうふう 平成二十年三月）九三頁から九五頁
- (3) 尾上本が再問とされてきたのは、尾上本の冒頭に理由がある。

五 六 七マテ

再問

万葉卷一雄略天皇大御哥ハ：

○中皇命：

○弟日娘：

○第二卷

朝嘆君：

卷五

於伎蘇乃可是

○或人、日月ハ

……

卷六

これを見れば、卷五から卷七までの再問であると判断するのが自然である。しかし、「五六七マテ」と「再問」で改行がある。そして、「再問」と「卷五」との間に、卷一卷頭の雄略天皇御製、中皇命（卷一 三）、弟日娘（卷一

六五)、朝嘆君(巻二 一五〇)と、巻一と巻二について、『問目』一を承けた質問が並ぶ。まさに「再問」である。一例を示す。

【宣長】弟日娘ヲ、兄弟ノ女トノタマハスルハ、顕宗紀ニ、弟日僕ト云コトアル、是レ証ニヤ、俗ニ、オトトヒト云ト同意カ【真淵】示の如し(三〇〇頁 尾上本)

↓【宣長】弟日娘トハ、イカナルコトニヤ【真淵】兄弟の女なり(二五二頁『問目』一)

尾上本の「弟日娘ヲ、兄弟ノ女トノタマハスル」は『問目』一の真淵の答「兄弟の女なり」を指している。

尾上本の冒頭の墨書は「巻五・六・七までの質問」ということであるが、「再問」は、先だつて行われた巻一から四までの質疑応答に関わる「再問」と理解すべきである。すなわち、「再問」は尾上本の全体ではなく、巻五についての質問の前、雄略天皇の大御哥以下の部分のみに関わりと理解すべきである。

『本居宣長全集』も『賀茂真淵全集』も、「五 六 七マテ」と「再問」の間の改行を再現せず「五 六 七マテ再問」のように翻刻している。さらに、『本居宣長全集』は、「再問四冊は、その成立の年次によらず、『万葉集』の巻次に従つて初回の『問目』の間に排列した」と凡例(『本居宣長全集』第六卷四六頁)にあるような処理をしている。尾上本を「再問の第二冊」とするこの全集の立場からは、「再問四冊」ではなく「再問五冊」とあるべきところだが、『問目』全体を『万葉集』の巻次順に再編して、それに従つて番号を付与する処理をした結果、『問目』の全体は掴みにくくなっている。また、仮表紙に記された番号に従つた『賀茂真淵全集』とは番号の食い違いが生じている。